

# 鹿嶋市特別職報酬等審議会

答 申 書

【案】

令和6年 月 日



令和6年 月 日

鹿嶋市長 田 口 伸 一 様

鹿嶋市特別職報酬等審議会  
会 長 宮 沢 政 治

### 鹿嶋市特別職の報酬等について（答申）

本審議会は、令和5年12月26日付けで貴職より鹿嶋市特別職の報酬等に係る諮問を受け、広範な角度から慎重に審議を重ねたところ、下記のとおり結論を得たので答申します。

#### 記

#### 1 報酬額等について

(1) 市議会議長、市議会副議長及び市議会議員の報酬の額については、次に掲げる額が適当と判断する。

議 長 月額 396,000円 (据え置き)

副議長 月額 363,000円 (据え置き)

議 員 月額 342,000円 (据え置き)

(2) 市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額については、次に掲げる額が適当と判断する。

市 長 月額 836,000円 (据え置き)

副市長 月額 667,000円 (据え置き)

教育長 月額 602,000円 (据え置き)

## 2 審議経過

審議に際し、考慮した社会経済情勢及び鹿嶋市を取り巻く現状については、以下のとおりである。

### 【社会経済情勢及び一般職の給与改定の状況について】

- 令和6年5月の内閣府による月例経済報告は、「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、先行きについても「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」としているが、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響、さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要があるとしている。
- この間の消費者物価指数の推移においては、消費税増税の影響を含み、平成14年を基準として令和4年には6.8ポイント上昇している。
- 厚生労働省による令和5年版厚生労働白書においては、「我が国の人口は、2008（平成20）年をピークに減少に転じ、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしている」とし、本市においても少子高齢化の進行により人口減少が続くことが見込まれており、市内経済等の縮小が懸念される。
- この間の一般職の職員の給与改定の状況においては、平成13年度以降引き下げ改定が続き、平成25年度以降は引き上げ傾向にあるものの、令和5年度改定後の給料表の水準は、平成13年度当時の水準には至っていない。

### 【鹿嶋市の財政状況等について】

- 令和4年度の財政力指数は0.98で普通交付税の交付団体となっているが、全国平均は0.49であることから、全国的には高い水準であり、同規模団体との比較においても高い水準となっている。
- 令和4年度普通会計決算における経常収支比率は91.1%であり、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると言われていた中で、高い比率となっており、同規模団体との比較においても高い傾向にある。
- 税収は、令和3年度決算では、新型コロナウイルス感染症を背景とした企業収益の減等により減収となり、令和4年度決算では回復傾向にあるが、今後、人口減による個人市民税の減や市内企業の設備投資の減による固定資産税の減により、年々減少する傾向と見通される。

- 地方債現在高は令和4年度末に約172億円となり、同規模類似団体平均より10億円程度、同規模県内市平均より40億円程度低くなっている。
- 一方、積立金現在高は令和4年度末に約32億円（うち財政調整基金約22億円）となり、同規模類似団体平均より78億円程度（財政調整基金は約26億円程度）、同規模県内市平均より30億円程度（財政調整基金は約7億円程度）低い状況であり、市の財政運営にとって大きな課題となっている。

### 【市長、副市長及び教育長の給料の現状】

- 本市の給料水準は、県内32市の中では、市長が19番目、副市長が21番目、教育長が25番目であり、類似団体78団体の中では、市長が71番目、副市長と教育長が74番目となっており、いずれも平均額から2.1～11.1%程度下回っている。
- また、人口規模及び財政規模が同程度の7団体に絞って比較した場合、県内7市の中では、市長が4番目、副市長が3番目、教育長が6番目であり、類似団体7団体の中では、市長、副市長及び教育長すべて6番目となっており、いずれも平均額から0.1～7.7%程度下回っている。
- 市長、副市長及び教育長の給料の額について、いずれも平成14年度から据え置いているが、県下における人口や財政規模から鑑みると、やや平均を下回るものの、その水準は許容範囲にあると言える。

### 【議員報酬等の現状】

- 本市の報酬額は、県内32市の中では、議長と副議長が27番目、議員が28番目であり、類似団体78団体の中では、議長が76番目、副議長が73番目、議員が74番目となっており、いずれも平均額から12.7～20.5%程度下回っている。
- また、人口規模及び財政規模が同程度の7団体に絞って比較した場合、県内7市及び類似団体7団体の中で、すべてにおいて7番目となっており、いずれも平均額から11.5～17.9%程度下回っている。
- 本市の議員定数は20人であり、県内32市平均（21人）及び類似団体78団体平均（21人）と比較すると、平均より1人下回る定数となっている。
- また、人口規模及び財政規模が同程度の7団体に絞って議員定数を比較した場合、いずれも平均値（20人）と同じ定数となっている。
- 議長、副議長及び議員の報酬額について、いずれも平成14年度から据え置いているが、県下における人口や財政規模から鑑みると、低い水準と言える。

- 一方で、議員報酬総額の住民一人当たり額においては、県内32市の中では22番目に高い金額、類似団体78団体の中では61番目に高い金額であり、いずれも平均をやや下回る額となっており、住民が負担するコストという観点からは、平均的なコスト水準であると言える。

以上の状況を踏まえ審議を行った結果は、以下のとおりである。

### 【審議会としての意見】

#### 〈市長、副市長及び教育長の給料について〉

市長、副市長及び教育長の給料の額については、前回改定時の平成14年度から据え置かれているが、県下における人口や財政規模から鑑みると、やや平均を下回るものの、その水準は許容範囲に位置付けられている。

新市長が就任され2年が経過したところであり、この間、既存事業のムリ・ムダ・ムラの洗い出しとともに、事業の効率化・合理化を徹底した事業の再構築など、行財政改革を基本とした行財政運営の方向性、進捗は評価に値すると判断する。

社会情勢においても賃上げの流れがある中、引き上げの基礎は醸成されているものと認識するが、物価高騰や市内企業の厳しい状況を含めた市民感情、また、類似団体と比較し極めて低額となっている財政調整基金残高を背景に、各種団体への補助金を含め細部にまで精査された予算編成等を考慮すると、財政健全化に向けた道半ばの現状にあって、「新たな財政負担を生じさせる特別職の報酬額の引き上げ」については、到底受け入れられるものではなく、市長の給料を据え置くことが適切であり、副市長及び教育長についても市長と同様に据え置きとする方向で概ね意見が一致した。

以上のことから、審議会の結論としては、厳しい財政事情を背景とした市民の意識を重視し、市長、副市長及び教育長の給料の額は据え置きとするものである。

#### 〈議員報酬について〉

議員報酬についても、市長等と同様に前回改定時の平成14年度から据え置かれており、県下における人口や財政規模から鑑みると、比較的低い水準に位置付けられている。

また、市議会としての活動にとどまることなく、地域における活動を含め、議員活動を精力的に行っていることは評価できるものであり、市議会議員を志す若

者のためにも、将来的な議員報酬の引き上げは、市議会の活性化の一助になるものと認識している。

しかしながら、議員報酬総額の住民一人当たり額においては平均的なコスト水準であること、また、前述のとおり、市長等の給料について現在の市の財政事情を背景とした市民の意識を勘案し据え置き判断をしたことから、市長等と同様に、議員報酬の額についても据え置かざるを得ないとする方向で概ね意見が一致した。

以上のことから、審議会の結論としては、市長等と同様、議長、副議長及び議員の報酬の額は据え置きとする。

### 《付帯意見》

市長をはじめ特別職は真摯に市政運営に取り組んでおり、行財政改革の推進に併せ、今後の行政施策とその効果に期待するところである。

前回の審議会から20年以上もの間、審議会が開催されてこなかったことは遺憾であり、市の重要な施策を担うべき特別職の報酬等については、定期的に住民のチェックが行われ、一定程度、物価変動や世間一般の給与水準に合わせて見直しすべきものであると思料される。

しかしながら、今回の審議会においては、これら特別職の報酬等を「現行より引き上げるべき」との意見が出た中で、厳しい財政事情を背景とした市民の意識を重視し、今は見直しすべき時期ではないと判断したものであり、逆に「現行より引き下げるべき」との意見も出た中で、結果として、据え置きが適切であるとの結論に至ったものである。

今後、物価指数や世間一般の給与水準の動向、市の人口推移や財政事情を総合的に鑑み、しかるべき時期に改めて特別職の報酬等の見直しについて議論することが適当であり、そのためにも特別職報酬等審議会が定期的開催されることが必要であると思料し、その旨意見を付すものである。

## 3 審議会開催

第1回	令和5年12月26日(火)	14時00分～16時03分
第2回	令和6年2月7日(水)	13時58分～16時00分
第3回	令和6年5月15日(水)	13時59分～16時00分
第4回	令和6年7月3日(水)	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

#### 4 審議会委員

本審議会の委員は次のとおりである。

会 長	宮 沢 政 治
委 員	宇 野 則 子
	小 倉 順 一
	黒 須 ゆ き
	阪 口 美 香
	永 野 實
	橋 本 せつい
	谷田川 千 明
	築 瀬 剛
	山 本 主 税

(※五十音順)